

ILO（国際労働機関）の協同組合に関する 世界的勧告に対する総括と提案

ブルーノ ローラン(Bruno Roelants)
翻訳 菅野正純（協同総合研究所）

本文書は、ILO勧告案に関する協同組合運動の共通見解に達する道を拓くための、いくつかの要素を提供してくれるものである。これらの要素は、次の三つの主要問題に分けられる。

1. 協同組合をどのように同定すべきか（協同組合の定義、分類および原則）？
2. 今日の世界における協同組合の特別の役割／貢献は何か？
3. 他の企業と比して、協同組合はどのような種類の処遇を受けるべきか。また、どのような種類の関係が、協同組合と他の社会・経済主体（政府、労働組合、雇用者など）との間に存在すべきか？

これらの3つの問題は、論理的なつながりにおいて、相互に連動している。実際、協同組合の特別の役割や貢献を定義する前に、協同組合のアイデンティティを定義しなければならない。協同組合の処遇や他の主体との関係に関しては、そのアイデンティティだけでなく、世界におけるその実際の役割や貢献を定義した後に、初めて正確に答えることができる。

1. アイデンティティ（定義、分類および原則）

本文書への多様な参加者は、ILOの定義をその当初の形では選択しないという点で一致した。これはCECOPが提案し、また政府から出されたレポート（2）に含まれているコメントの76%、雇用者組織と労働組合組織からのコメントの50%、協同組合組織からのコ

メントの100%が提案している通りである。さらに、本文書の参加者の多数は、CECOPの決議と同様に、ICAの定義¹⁾を採用することを提案している。政府のコメント付き回答の30%、雇用者・労働組合組織の25%にも支持された（ILOの定義そのままを望むものを圧倒的に上回る）。

ハンス ミュンクナー(Hans Munkner)²⁾は、本文書への寄稿者の中では、ILOの定義を選ぶ方により傾いた唯一の人であったが、やはりその当初の表現に固有の限界を認めている。この限界は、CICOPA / CECOPの分析の中で焦点を当てられたものである。Munknerは、ILOの定義に欠けている要素を、ICAの定義の中に見出して、これを補うことを提案している。彼がILO定義に見出す長所は、リスクの概念に言及していること、およびそれゆえにまた利益と損失に対する責任に言及している点である。

この概念は、原則において、「企業」という用語それ自身の定義に本来固有のものではあるが、ミュンクナーがこの側面を強調したことは正当である。世界大戦後の大半の期間にわたって存続した、パターナリスティックな政治システムの遺産のために、この側面は、世界のどこでも明確であったとは言えないからである。ただし、この側面を、定義の中でよりも、別の文（できれば勧告の同じ節）の中で強調するほうが望ましいのではないかという考えもありうるだろう。実際、協同組合の定義が、それを構成する概念（例えば、企

業や組合員など)の一つひとつの定義を含むことを避けるほうが、より良いであろう。ミュンクナーが導入したこの重要な概念を後で文章に導入できるとすれば、この場合はICAの定義で十分となろう。

フランソワ エスパーニュ(Francois Espagne)³⁾も結合的な定義を提案している。この場合は、ICAの定義をベースに、協同組合組合員の二重の質という主張を合わせたものである。これは、協同組合の組織的目的そのものの一部で、ヨアンニュ ライト(Joao Leite)⁴⁾も強調しているものである。ただし、この機能的な側面もまた、別の文(できれば勧告の同じ節で)説明することによって、ICAの定義を、1995年に採択された元々の表現のまま維持することが可能である。実際、マンチェスターの定式化を修正するいかなる試みも、おのずからその正統性を疑問に付すことになるだろう。さらに、世界レベルでの人間社会の他の主要な主体の一部(政府、労働者および企業世界の代表者たち)と交わす、来るべき対話において、協同組合自身が、6年前に法的かつ民主的に承認し、それ以来変更なく維持されている自らの定義を放棄するとしたら、世界の7億5000万人とその家族を代表しながら、突然、自分自身の定義を放棄する巨大組織の信頼性と一貫性を問題とし、尋ねる権利が外の世界にはあるだろう。

協同組合組合員の二重の質が説明されれば、組合員の多様な種類に基づく基本的な分類を試みることが可能となる。その依拠する基準は、ILO第5条の基準であり、エスパーニュも支持する基準(労働者/顧客)でも、ミッシェル テイクサドル(Michele Tixador)⁵⁾が支持する三層体系(労働者、非生産者・利用者、生産者・利用者[生産者ないし企業者所有])あるいはその他のより練り上げられたシステムのいずれかでありうる。

その場合、マルチステークホルダー協同組合(多様な種類の組合員を結集する協同組合)が、特殊なカテゴリーとして、追加されるべきである。

協同組合原則に関しては、エスパーニュの提案を検討することが興味深い。この提案は、CECOPの決議の先を行くもので、その総体の中に、協同組合原則の説明文を組み込むというものであり、ICAの協同組合アイデンティティ声明で現れたものと同様である。全文を勧告に組み入れることが不可能だとすれば、少なくとも、それを付録、ないしは脚注に入れるか、あるいは単にそれに言及することが検討されてしかるべきであろう。

2. 世界における協同組合の役割と貢献

勧告は、この分野の記述を、就労の創出と防衛や不利な立場にある集団への支援といった、(協同組合の)強みを暗に認めることに限定している。CECOPIは、自らの決議の中にこのことを組み入れた。それらが労働者協同組合ないし社会的協同組合の強みであることを強調するためである。だがこのことは、世界における協同組合の貢献がそれらに留まることを意味しない。全く違う。

a) 労働者協同組合および社会的協同組合の役割と貢献

エスパーニュは、労働者協同組合は、自らが創出した就労数に基づいて判断されるべきではない、と説明している。エスパーニュと違って私は、労働者協同組合は就労創出においてもなお役割を有している、と主張するが、彼と同様に、それらの貢献は、単に就労数という面だけで理解されるべきではないとも考える。実際、それらの(創出された就労は)しばしば社会的ならびに経済的に持続可能な仕事であることを強調することが重要である。労働者は自分自身の職に、しばしばき

わめて本質的な形で投資をし、それゆえに、自らの企業の運命に対して、経済的に特別の関与をしているのである。さらに、不分割の積立金と資産の存在のために、単純な企業の再配置(ここでは閉鎖し、あそこで再開する)への傾向を縮小、ないしは除去するるのである。さらにまた、現在の状況の中で、協同組合は、労働者・組合員が、それ以外では達成不可能であった、規模の経済を達成する。原則上、民主的で透明な二重の制御を強化することを当然とする、経営システムの下で。

最後に、エスパーニュ自身が主張するように、労働者協同組合は、「労働者を、自らの職と自らの企業との新しい労働関係の中に置く」という貢献を果たしている。これはまさに、独特の型の労働関係であって、ダンテ クラコーニャ(クラコーニャ)⁶⁾やハビエル サラベリア(Jabier Salaberria)⁷⁾などのその他のコメント、ならびにCECOP決議も、このことを勧告で主張することが(それが国際労働機関から発せられるがゆえにとくに)重要であると考えている。それは、労働の型(古典的な被雇用労働および自己雇用労働と並ぶ、第3の型の労働)が、各国のそれぞれ異なる法律と労働契約の枠組の中に、自らを適応させなければならない、と自覚しているがゆえにである。エスパーニュは、協同労働(associated labour)の存在を第3の労働の地位と定式化することを決してはいるものの、労働者協同組合内の特別な労働関係が、労働者協同組合の「制度的目的」そのものに関わっていることを主張し、「(労働者協同組合における)労働関係の成立と解消の条件を定めるに当たって、組合員の質を考慮する必要がある」ことを勧告で言及することが適当であろうと考えている。これと並んで、クラコーニャ(アルゼンチン)は、この問題をめぐる彼の議論の中で、一連の国々における労働者協同組合

の信頼性という課題にヒントを与えている。それは、柔軟で低賃金の労働力を下請け契約しているに過ぎないために、労働者協同組合に対する大衆的な幻滅が広がり、「普通の雇用者と見なされている」という事実があるからである。ILOの質問に対する回答の中で、ブラジル政府も、この深刻な問題を強調し、勧告がこの闘いに貢献すべきであるとしている。

(真の)労働者協同組合が創り出す新たな労働関係は、おそらく労働者協同組合および社会的協同組合における就労の持続可能性の、主要な要因の一つの要因であるだろう。まさにこの新しい労働関係こそ、労働者協同組合および社会的協同組合が、危機に置かれた企業の再建(労働者買収など)や、不利な立場にある市民の社会的リハビリテーション(社会的協同組合)において収めた成功を説明するものである。

この特別な労働関係はまた、他の種類の協同組合の内部でも促進されるべき貢献である。まさに稀有な統合的協同組合システムの一つ(モンドラゴン)からの出身者である、J. Salaberriaが、正しく主張している通りである。この統合的協同組合は、他の種類の協同組合(信用、消費者、教育など)の大半の労働者の連合を成し遂げ、スペイン第6位の企業グループになり得たのである。

b) 今日の世界における協同組合運動の役割と貢献

他の種類の協同組合における労働者の連合は、(労働者だけでなく)協同組合の多様な利害関係者を連合する新しい重要な趨勢を示すものの一つでしかない。ある者は、この趨勢を協同の未来であると考えている。ティクサドルは、「複合協同組合」への傾向が、勧告の中で認められ奨励されるべきだと主張する。

だが、今われわれは、今日の世界における

協同組合の貢献についての、より全般的なビジョンを掴むべきである。ティクサドールが述べているように、協同組合は「何よりも、協同なしには消滅するか、生じ得なかったような活動を、保全し発展させる機構ではないか？保全された、新しい、あるいは発展中の活動は、就労創出者のそれである」。それゆえ、就労創出は、これらの活動の一つの結果なのである。

協同組合運動総体が、協同組合運動の貢献を就労創出と不利な集団に対する支援を強調することに限定するなら、世界における協同組合の役割と貢献についての、恐ろしく矮小なイメージを提供する危険がある。ILOの勧告草案が映し出し、世界中の政府に発送された昨年のレポート(1)に表現された考え方を再生産しているのは、この矮小化されたイメージである。レポート(1)によれば、協同組合は、構造調整計画の否定的な社会的影響を「緩和(cushion off)」すべきであるということになる。さらに、レポート(2)第8条の表現(「本文書(すなわち勧告)は、協同組合が、他の企業ないし組織と同様に、不利な立場にある集団の必要に応えられるような手段を採用することを奨励すべきである」)は、こうした協同組合の貢献が現実であることを疑わせるばかりでなく、他のあらゆる種類の企業がもっと良いことをしているかも知れないということを示唆してさえいる。こうした物言いは、人類に対する協同組合運動の貢献を軽視するものである。協同組合運動が、ILO協同組合勧告に関する進行中の討議の機会を捉えて、外部世界に対して、こうした貢献の性格と規模を明確に伝えることが、緊急の課題であると思われる。

世界における協同組合の貢献の主要な特徴を、次のように要約することができる。

*われわれは、世界において、一方で利潤目

的としての利潤に動機づけられずに、社会・経済的必要の充足のために、人間コミュニティ自身が投資し民主的に管理しながら、このような規模と強さで経済的な持続可能性を達成した企業システムを、他に見出すことができない(例えばイタリアのGDPのほぼ7%という、イタリアの大企業をはるかに抜いた)。

*このシステムは、人間コミュニティの最も根本的な社会的・経済的ニーズを扱っている(地域経済活動の創出およびそれゆえの就労創出、資材購入と農業生産物のマーケティング、貯蓄の共済化(mutualisation) 家族住宅の建設、農村電力の供給、学校の設立、家族や不利な立場にある集団や地方コミュニティへの、社会・保健サービスの開始、中小企業の相互扶助、環境等の促進)。

*それは、世界の間コミュニティの圧倒的部分(7億5000万人とその家族、すなわち人類の約40%)をカバーしている。

*それはまた、それらのコミュニティ・ニーズの充足において、圧倒的な割合をカバーしている(たとえばフランス農業の30%超、EU銀行部門のうちの主要な担い手の一つ、イタリアにおける社会的サービス供給の最上位、EUにおける環境マネジメント機構創出における最上位の一つ、ブラジルにおける最も重要な統合的保健システム、合衆国における電力供給の主要システムの一つであるなど)。

*このシステムはまた、その組合員(および家族)を民主的に、またそれらの組合員と協同組合の間の機能的な種類の関係にしたがって連合している。こうして、その担い手たちの共通の目的による一体性(例えば、消費者協同組合における消費者、貯蓄および信用協同組合における預金者、労働者協同組合における労働者、住宅協同組合における居住者など)のおかげで、協同組合の持続可能性が顕

著に拡大している。マルチ・ステイクホルダーのグループが、組織内にますます多様な種類の組合員を統合し（例えば、イタリアやスウェーデンにおける社会サービス協同組合の労働者と利用者）、多様な協同組合の担い手の統合による重要な潜在的可能性を開きつつある。

* その統合的企業システムのおかげで、協同組合は、普通の人びとに属する唯一の経済システムであり、彼らに大企業に匹敵しうる事業規模を提供し、またそれによって匹敵しうる程度の競争力と持続可能性を保証することができる。さらにまた、これらの企業システムは、社会・経済発展に対する「メゾ・レベル」の次元を強化し、企業の調整能力や資源・情報・知識の共有を高めている（例えば、R&D、マーケティング、訓練、コンサルティング、生産における専門化など）。

* 協同組合システムは、自らの拡大、すなわち人間コミュニティの基本的な社会・経済的ニーズの充足の拡大に、持続的に再投資している。

* その民主的・参加的システムと、社会・経済的ニーズおよびコミュニティ開発への貢献、起業家的な持続可能性、ならびに利潤目的のための利潤が駆動力ではないという事実から、協同組合運動は、市民社会と平和の発展において、重要な役割を果たしつつある。この意味において、協同組合は、世界における平和の重要な要因となっている。これは数によっては評価不可能だが、きわめて貴重な貢献である。

* 連帯の促進を通じて、協同組合システムはまた、国際連帯の重要な構成要素を含んでいる。このことは、発展途上諸国と移行経済に対して顕著であり、この数十年間に、一連の国際的な開発プロジェクトに着手することを通じて、国際連帯を実践に移し始めている。

* 国境を越えた協同の強調（最近のICAの戦略声明や、来るべき「欧州協同組合」の承認、欧州におけるCECOPのような協同組合地域（regional）組織の強化や近年のICA機構の地域化を通じて、このことはいっそう強化された）を通じて、協同組合運動は、多様な広域統合の試み（EUやMercosurなど）の中で、あるいは大陸間において、自らの組織を通じて国際舞台における活発な担い手となってきた。自らの価値と社会における役割を常に自覚しながら、協同組合運動は、その国際活動と開発計画を通じて、こうした活動を進め、協同組合の専門能力やモデル、最良の実践を共有しているのである。

3. 特別の処遇および他の担い手との関係

以上の概観は、ILO勧告で述べられた協同組合システムの強みが、協同組合の役割と貢献のうち、結果（雇用）ないしは特殊面（不利な立場にある集団への援助）にのみ関わるものであることを、きわめて明瞭に示している。事実、協同組合は、人類の社会・経済的ニーズのはるかに広い範囲をカバーする一方で、起業家的な持続可能性を示してきたのである。（協同組合に対する）特別の処遇という問題を扱う視角は、まさにこの点に置かれなければならない。特別の処遇の必要性は、本文書への多様な寄稿者の一致した見解であると同時に、ILOの質問に対する回答の多数や、世界のきわめて多くの諸国における法制が示すところである。政府による協同組合システムの特別な処遇は、次の2つの側面に対する回答と見なすべきである。すなわち、その特別な性格とアイデンティティだけでなく、むしろ主として、世界における社会・経済的ニーズと地域の持続可能な発展に対する協同組合の貢献に対する回答として。その貢献は、就労創出および/または不利益集団への

支援を越えるものである。

政府からのこうした特別の処遇は、調整的ならびに政治的側面を越えて、直接的支援の選択を含むべきである。この選択は、ティクサドルが正しく「等価手段(equivalence measures)」と呼ぶように、協同組合企業の特別な貢献に(部分的に)報いることをめざすものである。勧告は子の原則を認めれば十分であり、その適用は、各国の状況や、多様な種類の社会・経済貢献によるであろう。

エスパーニユはまた、協同組合を資本(例えば、株式会社)の論理に対応する法的手段に用いようと誘導することは、中立的な結果を産まず、協同組合の性格を変えてしまうことによって協同組合のパラダイムに影響を及ぼすだろう、と警告している。エスパーニユは勧告がそうした可能性を禁止することを提案するよう、提起している。いずれにしても、協同組合運動は、この点について検討し、自らの見解を明らかにすべきである。

確かなことは、勧告がこの時点で、協同組合の特別な処遇は効果的なコントロールのメカニズムと結合されるべきである、と説明することである。それは次のような「ゲームのルール」によって、協同組合の持続性を保証するものである。

* 協同組合の全面的な自律性

* 自らの利潤と損失が自らの組合員の間で共有されることに対する協同組合の全面的責任

* 定義と価値、ならびに二重の質という性格(組合員 - 労働者、組合員 - 消費者、組合員 - 農民、組合員 - 生徒の親、組合員 - 居住者など)に明らかに合致する、純粋な協同組合の性格

勧告が政府だけでなく、雇用者や労働組合によって投票されるものであるがゆえに、またそれらの社会・経済的担い手の協同組合に対する責任を論ずる特別の条文(10 および

11)を含むがゆえに、協同組合が政府からだけでなく、それらの担い手からの全面的な自律を享受しなければならない、と記すことが同じように重要なのである。

後書き

最初に述べたように、本文書のすべての寄稿者は、個人の資格において見解を述べている。協同組合運動の未来について心配を共有しながら、貴重な時間と専門能力を割いていただいたこれらの人びとに対して、その貢献に心から感謝する。

- 1) 定義：協同組合は、人びとの自治的な組織であり、自発的に手を結んだ人びとが、共同で所有し民主的に管理する事業体をつうじて、共通の経済的、社会的、文化的ニーズと願いをかなえることを目的とする。
- 2) マールブルク大学協同組合法教授
- 3) CGSCOP(フランス労働者協同組合総連合)法律専門家・上級アドバイザー、元CGSCOP専務
- 4) 協同組合を所轄するポルトガル政府機関(INSCOOP)に勤務
- 5) フランスGCN=全国協同グループ法律専門家
- 6) ブエノスアイレス大学法学部教授
- 7) 法律問題専門家。モンドラゴン協同組合企業体のLKSコンサルタント協同組合で法律コンサルタントとして働き、現在はエウスカディ協同組合連合会理事長